

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		接道義務の例外許可
根拠法令等及び条項		建築基準法第43条第2項第2号
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	建築基準法施行規則第10条の3
	参考事項	栃木市建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可包括同意基準
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。）に2メートル以上接しなければならない。</p> <p>(1) 自動車のみ交通の用に供する道路</p> <p>(2) 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路</p> <p>2 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの。</p> <p>3 国土交通省令で定める基準</p> <p>国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1) その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。</p> <p>(2) その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する建築物であること。</p> <p>(3) その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>	